

(別記)

## 令和5年度由布市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

由布市は従来から米を中心とした農業を主とした第1次産業を主産業としていたが、近年における農業諸情勢の厳しさや現状の中心的従業者が高齢者であることから、今後さらに第1次産業従事者の減少が予想される。また、水稲・麦・大豆について農事組合法人が広い面積を経営している地域もあるが、元々経営面積が小規模な農家が多く、各々で機械を所有しているため非効率的な生産体制となっている。野菜や花き、果樹については、新規就農者が参入してきているものの、安定した継続性のある生産に向けて、競争力の高い生産システムの構築と省力化が重要な課題である。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

由布市には、寒冷な中山間部と温暖な平野部及びその中間部との3つの気候条件が存在することから、それぞれの気候やほ場条件に応じた作物を推進していく。また、米専門農業からの脱却を図り、農業所得の向上を目指し、水田への野菜等の高収益作物の導入を推進する。産地化を目指すハトムギについては有利に販売できるよう、作付の拡大と単収の向上に取り組む。高収益作物の流通にあたっては、既存の販売店や地域内での消費だけではなく、新規の企業等法人などとの協力を図り、新たな市場の開拓を進め地域農業の活性化をめざす。併せて、農業機械の共同利用やスマート農業機器の活用など低コスト生産のための取組の導入・普及を図るとともに、ほ場の団地化の推進及び取組面積の拡大を図る。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域農業の担い手の減少や高齢化等による労働力不足など厳しい状況の中で、安定的な農業経営を維持していくため、麦や高収益作物等による耕地利用率の向上と経営規模の拡大、低コストで効率的な生産を推進する。地域の実情に応じて、水稲から高収益作物などへの転換を勧め、生産コストの低減、農作業の省力化、効率化をめざし、共同利用設備等の利用を推進する。また、水稲を組み入れない作付体系が3年以上定着し、畑作物のみの生産を行っているほ場を営農計画書等からピックアップし、今後水稲作に活用される見込みがないか等を現地確認及び意向調査等により確認するとともに将来的な畑地化を検討する。国の畑地化促進事業及び畑作物産地形成促進事業を有効活用することで、水田農業の高収益化に繋げていく。併せて、水稲等と転換作物とのブロックローテーションへの取り組みを推奨し、連作障害回避と農地活用の活性化を進める。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

農地中間管理機構の活用等を通して、担い手や集落営農への農地集積と機械の共同利用等を通して作業の省力・低コスト化を推進する。また、普及している水稲品種の大半は高温耐性に劣る「ヒノヒカリ」であるが、近年の温暖化の影響により水稲の品質低下が問題となっているため、高温耐性に優れる良食味品種である「なつほのか」の導入・作付を推

進する。

(2) 備蓄米

県別優先枠を活用した農業協同組合等出荷業者への取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれ、価格の低迷による農業経営が不安定な中、飼料用米の数量払による農業者の生産意欲の向上と農業収入の増加を図るため、地域の産地交付金により多収品種への晩期穂肥の施用を支援し、作付拡大と団地化の推進を図る。

イ 米粉用米

地域一般消費者や製粉会社等の需要ニーズを把握し、需要に応じた生産を推進すると共に、収量品質の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要が減少していく中で、国内外の新市場を開拓して農業者の所得向上を図る取組を支援し、主食用米から新市場開拓米への転換を検討する。

エ WCS用稲

畜産物の生産性の向上と安定的な供給を確保するため、飼料供給体制整備の推進の一環として、WCS用稲の品質向上をめざした栽培管理の強化に対する取組を支援し、需要に応じた安定的な供給量の確保をめざす。

オ 加工用米

実需者の要望に添う安定した供給体制の形成と、担い手へのほ場集積を容易とする環境形成を推進し、収量品質の向上を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、単収の向上と品質の高位平準化を目指すため、排水対策等基本技術の徹底を図る。併せて、担い手や集落営農への農地集積と機械の共同利用等を通して、作業の省力・低コスト化を推進し、作付面積の拡大を図る。

大豆については、栽培適地への作付のため、排水対策や土壌改良等による生産環境の改善、輪作連作障害回避のためのハトムギ等との計画的なブロックローテーションなどを推進し、単収及び品質の向上を図る。

飼料作物については、近年の飼料代高騰による需要量拡大から飼料自給率の向上を図るため、水稲との二毛作や作付転換による飼料作物作付面積の拡大を進める。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、排水対策等基本技術の徹底による単収と品質の向上を図るため、産地交付金による支援を行いながら、栽培面積の拡大を図る。

(6) 地力増進作物

地力の増進と次年度以降に作付する高収益作物等の生産性向上のため、下記の緑肥作物の作付を提案し、農地増進作物の活用を図る。

緑肥作物名：ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、ギニアグラス、エンバク、イタリアンライグラス、ローズグラス、ケンタッキーブルーグラス、パールミレット、ラ

イムギ、オオムギ、トウモロコシ、ヒマワリ、ナタネ、マリーゴールド、ソバ、シロクローバー、アカクローバー、クリームゾンクローバー、レンゲ、クロタラリア、ヘアリーベッチ、青刈り大豆

#### (7) 高収益作物

付加価値の高い作物として市場ニーズのある「白ねぎ」または「甘ねぎ」、「オクラ」や「にんにく」、「とうがらし」、「ほうれん草」、「ハトムギ」、「いちご」を重点推進品目として選定し、産地交付金において作付の支援を行いながら、作付面積の拡大と品質向上を図り、産地形成を行う。その品目の中でも、特に由布市が推進する品目「白ねぎ（甘ねぎを含む）」、「いちご」について、加算措置を行い、作付面積拡大と新規取組農業者の増加を目指し、地域の重要特産品目として地域農業の活性化を図る。

また、下記生産者集団のある作物を共同出荷し、地域振興作物として野菜や花き等を20a以上作付けし、地域内外の農協や直売所、インターネット等による個人販売等、多様な消費者のニーズに対応し、幅広い販売網の構築を行う農業者に対しても産地交付金で支援を行う。併せて、果樹を水田に作付けし、農業経営の多角化をめざす農業者にも導入のインセンティブとして作付初年度に限り支援する。

生産者集団のある地域振興作物：

(トマト、ニラ、なす、なし、すもも、ブルーベリー)

### 5 作物ごとの作付予定面積等

～

### 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,328	-	1,308	-	1,308	-
備蓄米	-	-	-	-	-	-
飼料用米	11	-	9	-	9	-
米粉用米	0.3	-	0.2	-	0.2	-
新市場開拓用米	-	-	-	-	-	-
WCS用稲	148	-	157	-	157	-
加工用米	-	-	-	-	-	-
麦	79	49	78	49	78	49
大豆	39	7	42	-	42	-
飼料作物	216	142	214	144	214	144
・子実用とうもろこし	0.0	-	0.1	-	0.1	-
そば	2	-	1	1	1	1
なたね	-	-	-	-	-	-
地力増進作物	-	-	-	-	-	-
高収益作物	48	-	43	-	43	-
・野菜	42	-	39	-	39	-
・花き・花木	1	-	0.5	-	0.5	-
・果樹	-	-	-	-	-	-
・その他の高収益作物	5	-	4	-	4	-
その他	-	-	-	-	-	-
畑地化	-	-	8	-	8	-

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦	麦の生産性向上の取組 作付推進	麦の収量向上維持	(4年度) 252.3kg/10a	(5年度) 320kg/10a
			作付面積拡大	(4年度) 74.1ha	(5年度) 76.0ha
2	白ねぎ(甘ねぎを含む)、オクラ、にんにく、とうがらし、ほうれん草、ハトムギ、いちご	地域重点作物の作付推進助成	作付面積拡大	(4年度) 31.5ha	(5年度) 40.0ha
3	高収益作物等(野菜・花き等)	地域振興作物の作付推進助成	作付面積拡大	(4年度) 18.7ha	(5年度) 28.0ha
4	飼料用米(多収品種)	飼料用米の生産性向上の取組	飼料用米の収量向上	(4年度) 587.9kg/10a	(5年度) 588.0kg/10a
5	白ねぎ(甘ねぎを含む)、いちご	白ねぎ・いちご作付加算	作付面積拡大	(4年度) 10.0ha	(5年度) 10.8ha
6	そば・なたね	そば・なたね助成	作付面積拡大	(4年度) 1.7ha	(5年度) 3.8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：大分県

協議会名：由布市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の生産性向上の取組作付推進(基幹)	1	8,000	麦	排水対策等の9技術要件以上の取組
1	麦の生産性向上の取組作付推進(二毛作)	2	8,000	麦	排水対策等の9技術要件以上の取組
2	地域重点作物の作付推進助成(基幹)	1	21,000	白ねぎ(甘ねぎを含む)、にんにく、オクラ、ほうれん草、とうがらし、ハトムギ、いちご	対象作物を20a以上作付、または、生産者団体に所属
2	地域重点作物の作付推進助成(二毛作)	2	21,000	にんにく、ハトムギ	対象作物を20a以上作付、または、生産者団体に所属
3	地域振興作物の作付推進助成(基幹)	1	11,000	野菜、花き、果樹(初年度のみ)	対象作物を20a以上作付、または、生産者団体に所属
4	飼料用米生産性向上の取組(基幹)	1	4,000	飼料用米	多収品種での取組、かつ、10aあたり10kg以上の窒素含有量の施設を達成する取組
5	白ねぎ・いちご作付加算(基幹)	1	13,000	白ねぎ(甘ねぎを含む)、いちご	作付面積に対する支援
6	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね	排水対策の取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	1	
使途名	麦の生産性向上の取組作付推進(基幹・二毛作)					
対象作物	麦(種子用を除く)					
単 価	8,000円/10a(上限単価10,000円/10a)					
課 題	由布市の麦の単収は近年上昇してきたが、産地としての安定した収量確保のため、単収の維持と作付面積の拡大が課題である。高位単収の維持と作付面積拡大に向け「排水対策による湿害回避」を基本的技術とした上で、「適期播種」、「堆肥や土壌改良資材等の施用による土づくり」、「雑草防除」などの栽培管理技術の確実な実施に取り組んでいく必要がある。					
目 標	麦の収量	目標	令和2年度 230kg/10a	令和3年度 300kg/10a	令和4年度 310kg/10a	令和5年度 320kg/10a
		実績	295kg/10a	256kg/10a	252kg/10a	—
	麦の作付面積	目標	—	—	—	76ha
		実績	39ha	55ha	74ha	—
内 容	麦の高位単収維持及び作付面積拡大のための生産性向上の取組にかかる排水対策や防除等の栽培管理技術を一定以上実施した認定農業者及び認定新規就農者、集落営農に対して、作付面積に応じた助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：由布市内の認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (※数量払申請者であること)</p> <p>○取組要件：</p> <p>(1) 対象作物を生産年度内に出荷し、検査を受けた生産物かつ2等以上に格付けされた、または、品質区分の確認で2等相当以上と確認された数量があること。 (畑作物の直接支払交付金数量払または営農継続払が交付された農業者であること)</p> <p>(2) 生産性向上の取組として、下記の技術のうち排水対策を含む9技術以上に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水対策(①明渠、②暗渠)※必須</li> <li>・土づくり(③堆肥散布、④土壌改良材散布、⑤元肥散布、⑥追肥散布)</li> <li>・播種時(⑦種子予措、⑧適期播種、⑨畝立て)</li> <li>・雑草防除等(⑩除草剤散布)</li> <li>・麦踏み・土入れ(⑪踏圧、⑫土入れ)</li> <li>・病虫害防除(⑬防除1、⑭防除2)</li> <li>・収穫(⑮適期収穫)</li> <li>・その他(⑯輪作(前年度面積の30%以上)、⑰鳥獣害対策)</li> </ul> <p>※適期播種とは11月10日～12月10日の間に播種を行ったものとする。          ※適期収穫とは5月20日～6月20日までの間に収穫を行ったものとする。          ※適期播種及び適期収穫については、関係機関等、合理的な指導を受けた場合について、その適切な理由により取り組んだものとみなすことができる。          ※堆肥散布及び土壌改良材散布は、年度内に1回実施すれば取り組んだものと見なす。          ※堆肥散布は1t/10a以上とする。          ※輪作要件は、(R4の作付ほ場以外のR5作付面積) ≥ (R4のほ場面積) × 0.3とする。</p> <p>(3) 経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。ただし、種子用麦の作付ほ場は対象としない。</p>					
取組の確認方法	<p>○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。</p> <p>①助成対象者：由布市認定農業者認定書、営農計画書、交付申請書、現地確認、作業日誌により確認する。</p> <p>②数量及び等級：「畑作物の直接支払交付金での数量払の交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータやJAからの出荷情報により確認する。</p> <p>③適期播種及び適期収穫を関係機関の指導等によりずらした場合は、機関名と指導内容を作業日誌に記載する。</p> <p>④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。</p>					
成果等の確認方法	<p>○令和5年12月末までに、以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請者の出荷数量(2等級以上) / 交付対象面積 にて単収を確認する。</li> <li>・交付対象面積を集計する。</li> </ul>					
備考	令和7年度までの支援とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。  
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。  
 ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	地域重点作物の作付推進助成(基幹・二毛作)					
対象作物	白ねぎ(甘ねぎを含む)、オクラ、とうがらし、ほうれん草、いちご(基幹) にんにく、ハトムギ(基幹・二毛作)					
単 価	21,000円/10a(上限単価24,000円/10a)					
課 題	由布市の地理的・気象的特性を活かしながら、野菜等の生産者集団を通して高品質でまとまった量を消費地で販売したり、新鮮なものを近隣の大規模な直売所等に販売する消費者ニーズに対応した取組は収益性を確保する上で需要である。特に、甘ねぎ、白ねぎ、オクラ、にんにく、とうがらし、ほうれん草、ハトムギ、いちごを地域重点作物として位置づけ、産地化を進め、生産者の収入増に繋げる必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	交付対象作物の 作付面積	目標	—	30ha	35ha	40ha
		実績	18.1ha	33.4ha	31.5ha	—
内 容	出荷販売を伴う上記地域重点作物の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者：対象作物を20a以上栽培する個人 または、対象作物の生産者集団の構成員（面積要件なし） ※生産者集団は特定品目の栽培技術の向上等に合同で取り組んでいる部会組織等とする。</p> <p>○取組要件： （1）助成対象作物を出荷販売すること。 ・なお、二毛作を実施するにんにく及びハトムギについては、主食用水稲や戦略作物、そばとの組み合わせに限るものとする。 ・対象作物を近隣の大規模直売所等で販売する農業者も対象とする。</p> <p>（2）経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 ①助成対象者：営農計画書、交付申請書、現地確認 ②生産者集団の会員名簿 ③出荷販売伝票 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。</p>					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計</p>					
備考	令和7年度までの支援とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。



産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	3
使途名	地域振興作物の作付推進助成(基幹)				
対象作物	生産者集団のある作物（トマト、ニラ、なす、なし、すもも、ブルーベリー）及び一定の面積以上の作付がある野菜・花き・果樹				
単 価	11,000円/10a（上限単価14,000円/10a）				
課 題	<p>主食用米からの転換作物として水田で野菜・花き等の作付を推進しているが、高齢化もあり今後作付面積が減少する懸念がある。そのため、多様な消費者ニーズに合わせ、野菜等の生産者集団により、①高品質でまとまった量を消費地で販売すること、②新鮮なものを地域内の旅館や道の駅、その他の直売所や卸売市場等で販売すること、③インターネット等を利用して個人販売をすることなどは、生産者の収入に繋げることが必要である。</p> <p>また、近年、果樹を比較的平坦な田に作付けして、作業のしやすさや効率性を優先する取組も始まっている。このような主食用米から果樹への転換についても推進する。</p>				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	交付対象作物の 作付面積	目標 —	—	25ha	28ha
		実績 25.7ha	21.4ha	18.7ha	—
内 容	出荷販売を伴う上記地域振興作物の作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>○助成対象者：対象作物を20a以上栽培する個人 または、対象作物の生産者集団の構成員（面積要件なし） ※生産者集団は特定品目の栽培技術の向上等に合同で取り組んでいる部会組織等とする。</p> <p>○助成要件： （1）助成対象作物を出荷販売すること。 ・由布市の振興作物、大分県農協の部会組織のある品目または20a以上の作付のある野菜や花き及び果樹を助成対象作物とする。 ・対象作物を近隣の大規模直売所等で販売する農業者も対象とする。 （2）経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。</p> <p>○その他の要件： ・果樹等の永年性作物については、新植初年度のみを対象とする。 ・整理番号2「地域重点作物の作付推進助成」と重複を不可とする。</p>				
取組の 確認方法	<p>○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 ①助成対象者：営農計画書、交付申請書、現地確認 ②生産者集団の会員名簿 ③出荷販売伝票 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。</p>				
成果等の 確認方法	<p>○令和6年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計</p>				
備考	令和7年度までの支援とする。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	飼料用米生産性向上の取組(基幹)					
対象作物	飼料用米					
単 価	4,000円/10a (上限単価5,000円/10a)					
課 題	主食用米の需要減と飼料用米の需要増が見込まれる中、当該地域では単収の低下が課題となっている。そのため、飼料用米の単収増に資する生産性向上の取組を支援し、農業者の収益力向上に繋げる必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	交付対象作物の 単収	目標	-	480kg/10a	485kg/10a	588kg/10a
		実績	417.9kg/10a	359.0kg/10a	587.9kg/10a	-
内 容	飼料用米の単収向上を目指し、飼料用米に適した施肥や専用の一発肥料を利用した作付けに対し助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者：飼料用米(多収品種)を生産・販売する農業者</p> <p>○取組要件：</p> <p>(1) 施肥要件：</p> <p>施肥基準となっている窒素成分が概ね、元肥：穂肥：晩期穂肥＝6：3：4 (kg/10a)程度となるように、窒素成分合計が概ね10kg/10a以上を満たす施肥を実施すること。その場合、以下のいずれかの方法で取組を行うこと。</p> <p>①飼料用米専用の緩効性肥料(一発穂肥)を用いる。</p> <p>②主食用米用の緩効性肥料(一発肥料)を用いた場合は、晩期穂肥を行う。</p> <p>③化成肥料や単肥施肥(尿素投入)で対応する場合は、概ね窒素成分で10kg/10a以上となる施肥とする。ただし、堆肥や鶏ふん等を散布して、低コスト化を図りながら基準単収を確保する作付を目指す農業者で、適切な収量が確保できる施肥計画であると指導機関等が判断できれば、肥料の施肥要件を緩和できるものとする。</p> <p>(2) 経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。</p>					
取組の 確認方法	○由布市農業再生協議会において、以下の書類等で確認する。 営農計画書、現地確認、出荷契約書、栽培作業日誌(品種、肥料の種類及び施肥量を確認)、その他要件を満足していることを確認できるもので、由布市農業再生協議会が必要と判断し、提出を求める書類等					
成果等の 確認方法	○令和6年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象者の出荷数量/交付対象面積にて単収を確認する。					
備考	令和6年度までの支援とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	白ねぎ・いちご作付加算（基幹）					
対象作物	白ねぎ（甘ねぎを含む）、いちご					
単 価	13,000円/10a（上限単価15,000円/10a）					
課 題	由布市園芸産地づくり計画に沿った園芸作物作付活性化のため、特に推進する白ねぎ・いちごについて、地域の実需者や消費者の意向をふまえ、作付面積のさらなる拡大と産地化を図る必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	白ねぎ・いちごの作付面積	目標	—	—	9.0ha	10.8ha
		実績	—	7.8ha	10.0ha	—
内 容	交付対象水田に作付された、白ねぎ・いちごに対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：対象作物を20a以上栽培する個人 対象作物の生産者集団の構成員（面積要件なし） ※生産者集団は特定品目の栽培技術の向上等に合同で取り組んでいる部会組織等とする。</p> <p>○交付要件： （1）対象作物を出荷販売すること。 （2）経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。 （3）整理番号4・地域振興作物の作付推進助成（基幹）との重複を不可とする。</p>					
取組の確認方法	<p>○由布市農業再生協議会において以下を確認する。 ①営農計画書、交付申請書 ②現地確認 ③生産者集団の会員名簿 ④出荷販売伝票 ⑤その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。</p>					
成果等の確認方法	<p>○令和6年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計</p>					
備考	令和7年度までの支援とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	6	
使途名	そば・なたね助成（基幹）					
対象作物	そば・なたね					
単 価	20,000円／10a					
課 題	そばやなたねについて地域の実需者との契約に基づき、排水対策等の取組により生産性向上の取組を行い、産地化を図る必要がある。また、地域振興に寄与する現行の栽培面積の維持または拡大に対して支援を行う。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	そば・なたね（基幹作）の作付面積	目標	—	3.2ha	3.4ha	3.8ha
		実績	2.9ha	0.2ha	1.7ha	—
内 容	交付対象水田に作付された、そば・なたね（基幹）に対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、対象作物を生産する販売農家、集落営農とする。</p> <p>○交付要件：</p> <p>（1）そば・なたねの播種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。</p> <p>①そば・なたねは播種前契約等を締結または自家加工販売計画書を作成し、作付けしていること。</p> <p>②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・播種前契約書等の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねについては出荷販売契約書の写し・販売伝票の写し・自家加工販売実績報告書等を提出）</p> <p>（2）経営所得安定対策等実施要綱の水田活用の直接支払交付金交付対象の農地であること。</p> <p>○その他要件：</p> <p>生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。</p>					
取組の確認方法	<p>○由布市農業再生協議会において以下を確認する。</p> <p>①営農計画書、交付申請書、は種前契約書、出荷販売契約書、自家加工販売計画書</p> <p>②現地確認</p> <p>③作業日誌または栽培管理日誌</p> <p>④そば・なたね数量払申請者の数量確認は、「畑作物の直接支払交付金での数量払の交付」に伴う農政局からの数量払交付申請者のデータにより確認を行う。</p> <p>⑤数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により確認を行う。</p> <p>⑥その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。</p>					
成果等の確認方法	○令和6年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計					
備考	令和6年度までの支援とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。